

## 令和5年度 第3回三島市障害者施策推進協議会 会議録

### 1 開催日時

令和6年2月1日(木)午後2時から午後3時45分まで

### 2 開催場所

三島市総合防災センター(三島市役所大社町別館) 1階 防災研修室

### 3 出席者

#### (1) 委員 18人(22人中)

中村正蔵会長、松村隆文副会長、秋山裕子委員、小川恭弘委員、山口晶久委員、伊藤美恵子委員、石田えつ子委員、新井早苗委員、三浦正康委員、椿くみ子委員、仲地成子委員、山本秀臣委員、土屋令子委員、上田豊子委員、村田佳弘委員、松本仁美委員、碓井宏政委員、鈴木俊昭委員

(欠席 三宅秀樹委員、皆川尚之委員、太田将誉委員、増田泰三委員)

#### (2) 事務局ほか 5人

(障がい福祉課)青柳課長、津田課長補佐、木村主幹、青木精神保健福祉士  
Next-i 株式会社名古屋支店 安村氏

(三島市障害者計画及び三島市障害福祉計画・三島市障害児福祉計画策定 業務委託受託者)

4 会議の公開・非公開 公開

5 傍聴人の人数 0人

### 【会議録要旨】

#### 1 開会

#### 2 議事

— これより会長による議事進行—

(1) 令和5年度三島市障害者施策推進事業実績(経過)について

(2) 令和6年度三島市障害者施策推進事業計画(案)について

資料1、資料2に基づき事務局から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

委員:1月1日に能登半島において大規模な地震があり、その惨状が伝わってきているが、その中で障がいを持っている方々の施設も大きな被害を受けたということで我々も支援活動をしている。今回のように災害があった場合、どのようにしていくのか。今までは佐野あゆみの里を中心に、災害時についての活動を積極的にされてきたが、今後、アーチの中で部会の設定や福祉避難所の開設について、積極的な議論を持つような機会を設置するのかどうか伺いたい。

事務局:障がいのある方が被災された場合、その後の福祉避難所の関係等、支援関係の協議の場を設置していくかどうかについて、前回の協議会の中で委員か

らご意見をいただき、佐野あゆみの里の指定管理者制度導入に伴い、佐野あゆみの里で実施していた災害対策ネットワークを、アーチに移行すると紹介した。1月に関係者にお集まりいただき、設置に向けた議論の場を一度設けたところである。

今後、その協議の場を中心に、災害があった際のアーチとしての役割や、福祉避難所等について他の事業所でできるかどうか、災害時の情報伝達、集約、周知の場など、継続してアーチの中で協議の場を設けていければと考えている。

1月に1回開催したが、今年度中にまた開催し、来年度に向けて定期的な会議の開催を進めていければと考えている。

委員：三島市の障がい者の福祉避難所について、佐野あゆみの里が入っているということで理解してよいか。また、他のところがどこなのか、教えていただきたい。

事務局：障がいのある方の福祉避難所については、佐野あゆみの里のほかみはらしの丘、みはらしの里を福祉避難所として市で指定している。

委員：佐野あゆみの里の今後の運営について、現在は指定管理だが、他の市町においては、指定管理で行っている障害福祉サービス事業所が今年の4月から民間に委託されたところが何箇所かあると聞いている。

今後、三島市として指定管理をやめて民間に譲渡する等は検討されているか。三島市において佐野あゆみの里は、特に生活介護や緊急時の受け入れ等、非常に重要な役割を担っていることは承知している。

国の制度の中で、「市が」ということもなかなか難しいのではと思う部分があるので、現時点の考えを教えてください。

事務局：佐野あゆみの里は今年度から指定管理に移行したところであり、複数年の指定管理期間となっている。障害福祉サービス事業所の管理、運営に指定管理者制度を導入するのは三島市では初めてのケースであるので、経過を見ながら今後どうしていくかということについては庁内やこのような協議の場を通じて、皆様からのご意見をいただきながら検討していければと考えている。現時点では指定管理を継続していくということであるので、ご理解いただきたい。

委員：4月1日から改正障害者差別解消法が施行されるが、障害者を雇用している企業や、地元のスーパーマーケットなどから問い合わせ、相談をされている。具体的には、視覚障がいの方が介助者を連れてスーパーマーケットに来た。その場合、障がい者本人に説明をするのではなく、介助者に説明をするのは、差別にあたるのではないかと、というようなことである。国や県からパンフレットを取り寄せて渡している。

障がい者理解促進と啓発についても事業として掲載されているが、今のような具体的な事例について、周知や相談対応が市として可能かどうかお教えいただきたい。

事務局：4月1日から施行される改正障害者差別解消法にかかる民間事業所からの問い合わせへの対応については、民間事業者の合理的配慮の提供が、今まで努

力義務だったものがこれから義務化されるということで説明したが、事業者への周知について協力をいただくため、三島商工会議所に市から依頼をしたところである。改正内容についての案内を三島商工会議所の会報誌に入れていただけることになった。

具体的な事例に対してどのように対応したら良いかについては、県に相談窓口があるほか、市にも何かあれば問合せいただけるよう、会報誌にQRコードを入れ、そこを開いていただくと相談の連絡先が見えるような形で対応をしていただくと聞いている。

市においても、広報みしま2月15日号で、改正について記事を掲載する準備しており、相談できる窓口の連絡先を掲載していきたいと考えている。

### (3) 第5次三島市障害者計画(案)について

資料3、資料4に基づき事務局(津田課長補佐)から説明があった後、次のような質疑応答及び意見交換がされた。

委員:まごころ会は精神障がい者の家族会である。家族や当事者から、サービスを提供してくれる皆さんに「こうしてほしい」「ああしてほしい」と要求やお願いすることがどうしても多くなってしまう。

この障害者計画案について思うこととして、三島市はこんなにたくさんの事業を実施していて、サービスを提供してくださる皆様に感謝申し上げたい。本当に助かっていて、この三島市の計画が今後も継続していけば我々も助かる。

資料編としてアンケートが掲載されており、団体ヒアリング結果が一番面白かった。現場でこんなに悩みがあり、苦勞されているということが正直に書かれており、皆さん大変だという気持ちが私にも起こり、家族会として何かできることがあるのではと思った。団体ヒアリング結果を載せていただいて非常にありがたい。

委員:先ほどの障害者施策事業計画の中で、「三島市障がいとくらしを支える協議会」があり、障害者計画書案の71ページの「現状と課題」の市民参加体制の整備で、ここにいわゆる「三島市障がいとくらしを支える協議会(アーチ)」についての記載がある。

障がい者の親が高齢化、そして障がい者も高齢化、このような状況ではアーチに期待することは非常に多いと思う。いろいろ努力をしていただいているが、なかなか活動状況が見えてこない。障がい者の親にもアーチに参加できるようにしていただきたい。また、このような協議の場を皆さんへ、障がい者の親にもわかるように説明や会議の状況を知らせる手段を取っていただきたい。

皆、いろいろなことを知りたいが、アーチが今どのような状況なのかを障がい者の親が知らないということが現状であり、親も年を取り、地域の中でどのように生活をしていくかということ非常に危惧し、心配しているので、アーチの状況をもう少し具体的に知らせるような方策をお願いしたい。

事務局：アーチには、当事者、ご家族として、三島市手をつなぐ育成会の方なども役員に入っているが、構成員となる事業所や団体については、適宜状況を見ながら検討していければと考えている。

また、アーチの活動が見えにくいという部分については、前回、前々回の会議の中でも委員の皆様から意見をいただいております、事務局としてはアーチのホームページ等も開設しているが、活動状況が見えるような情報発信について、アーチにおいて、事務局ともども協議しながら、効果的な情報発信ができるように努めていければと考えている。

委員：三島市手をつなぐ育成会からもアーチに参加しているが、どういう活動をしているかと参加している委員に尋ねても答えられないくらいに参加できていない、呼ばれていないと聞いている。

当事者の親も加えて話をしていきたいと思っているが、親たち、私たちがだが、アーチのことが全然見えてきていないので、説明をしていただければと思う。ただ、自分たちの子どもが学校や事業所から帰ってきた後の時間の説明会となると、聞くことができない。

アーチの皆さんも仕事で事業所を持っていると思うが、ぜひ分かるように説明をしていただきたい。

事務局：アーチの活動の報告等について、先ほどホームページ等での情報発信ということでお答えしたが、併せて活動が分かるような、このような活動をしているということを皆様の前にお示しできるような形での報告ができるよう、アーチと協議して検討していければと考えている。

委員：計画書案 38 ページの「生活支援の推進」の「施策の方向」、「グループホームの新規指定について」についてだが、「地元説明会等の実施を求め」とあるが、自分の法人には沼津市、清水町、三島市と3つのグループホームがあり、グループホームの建設に関する地元説明会は大変重荷で苦しいものとなっている。

通所事業所は昼間のみなので了解してくれるが、グループホームは、約7割近い方が反対される。グループホームは、そこで生活するので、特に精神障がいに関する事件等が報道で流れると、地元の人に高齢者にとっては不安であり、グループホームを作ることは良いが、自分の町には住んでほしくないということ言われ、住んでいない人が説明会にきて、説明会を荒らされたという経験もある。グループホームについて理解してほしいので、地元説明会をきちんと実施すると結局断念しなければならないということになってしまう。グループホームの建設に地元の反対があり、断念されたという報道もあった。

グループホームは特殊な事業で、必要だけれども反対を受けやすい事業で、今回の差別解消法改正に非常に期待している部分があるが、地元説明会をきちんと開くということは当たり前だが、開けば反対になって建設できない状況がある。

今年度平田にグループホームを作るのにあたって、地元の役員だけに説明し、

役員以外は回覧板で事業説明を行い、何かあれば意見をいただくという形で進めたが、その前に清水町でグループホームを作るときに大変な思いをしたので、今回は違う形で地元説明を行った。

グループホームを作った後も、地域の防災訓練や回覧板も参加させてくれないということが現状であり、地元説明会をすればするほど、難しくなる。

そのため、「地元説明会等の実施を求め、地域の住民の理解を」という部分がどうしても気になってしまう。

地元説明会においては、市の担当者を出席させるようにと必ずと言われるが、あくまでも法人としての事業なので、自分たちの問題に市の担当者が巻き込まれないようにと考えている。

説明会でトラブルにならないようにはするが、市民の意見を聞いてとなると、断念せざるを得なくなる状況である。今後、新しいグループホームを三島市で作る法人が出た時に、何とか力を貸したいと思うが、行政として地元理解を得るために何かすることがあるのか、地元説明会「等」とあるので、「等」の考え方もあるかと思うが、どのように考えているのか教えていただきたい。

事務局：「地元説明会等の実施」について、「等」の中には、今委員からおっしゃっていただいた実際にグループホームを立ち上げるにあたり、地元の自治会役員等に事前説明をしていただき、その中で理解をいただきながら、的確な形で地元の住民の方にご理解をいただければ良いかと考えている。

「地元説明会等の実施」ということになっているが、この「等」の中には、色々な形で地元の皆様の理解を得られるような形、文章の後段にはそのように書いているが、様々な方法で住民の皆様の理解をいただいたうえで、お互いに良い関係が築けるような形での事業の立ち上げをお願いしたいということで、このような表記にしている。

委員：他の地域のグループホームでは、地元説明会でこじれて、地元の方に無視される等がある。啓発等の努力をして、できるだけトラブルにならないよう、地域に障がいのある方々が普通に暮らせるように取り組んでいるが、現実には人の気持ちや考え等については、非常に難しいと思っている。

市としてバックアップしていただけるとありがたい。

委員：今の話を伺い、学校教育に携わる者として悲しいと感じた。

理解を得るためにはどのようにしたら良いのかを常々考えているが、学校教育について、特別支援学校、本校は知的障がいの学校だが、知的障がいの学校の建設についての理解を周りの方々から得ることについて、学校ができるときにいろいろなトラブルになることも過去に経験している。幸いなことに伊豆の国市特別支援学校ができるときは非常に歓迎されて作っていただいたことがあり、ありがたく思っている。

これについては、やはり行政の力だと思っている。本校の場合は昨年7月に伊豆の国市長と面会し、30分程度学校のことや福祉のまちづくり、人づくりのこと

をお話ししたところ、伊豆の国市長が昨年9月に学校を見にきてくれた。伊豆の国市長の SNS で発信していただき、その後は学校行事をするたびに市議会議員が来てくれるなど、かなり関心を持っていただいたと感じている。

障がい福祉課だけではなく、市全体でこの共生社会をつくっていくためにどうするのかというまちづくりの素案、ビジョンのようなものを、障がいがあるだけではなく、先ほども話があったように障がいのある方も高齢になっていくので、福祉のまちづくりについての大きなところが三島市で見えてくると、強く進められると、住民の方からの反対意見も減るのではと思う。

学校で人を大事にするというような教育を行い、小学校、中学校、高校と交流活動を盛んにしていながら、実際には大人ができていないというところに悲しさを感じた。これは大人の責任、社会の責任だと思うので、何とかしたいと、自分は何かできないかと思った。

委員：市には、一定規模以上の土地の区画形質の変更については、土地利用事業、都市計画区域内の開発の場合、開発行為として、審査する審査委員会や都市計画審議会がある。

今のグループホームだけではなく、他の施設の建設でも地元への説明を必ずしなければならないので、グループホームまたは法人で自治会の役員に先に連絡し、理解を深めている。現在、事前の説明があれば反対するところはないと思う。市内には 143 町内あるが、最初から説明をすれば、理解していただくと、そういう町内であると信じている。

委員：身体障害者福祉会の中には、聴覚障がいの方が多数いる。聴覚障がいの方に対する支援として、手話や要約筆記等の養成を行っていることに感謝している。

他の市町ではあまり養成されておらず、長泉町は手話通訳者があまりいないと聞いている。三島市の場合は手話と要約筆記と合わせて 30 名以上の方が登録されており、さらに養成していただいているということで、非常に感謝している。

研修旅行等に出かけた場合、聴覚障がいのある方が一緒に行くので、手話や要約筆記の方を派遣していただくことがある。手話通訳者、要約筆記者に対する手当等がある程度時間で区切られてしまっており、朝早くから夕方までとなると、なかなか手当てが難しいということで、十分な報酬をいただいていないというケースがあるようなので、もう少し考慮できないのかとお願いしたい。

「ゆずりあい駐車場」があるが、必要な人が使おうとしても、空いていないケースが多々ある。ある施設では、ゆずりあい駐車場は身体が不自由な方のための駐車場であるということを、施設の中に案内等をしているところがあると聞いている。宣伝等をしてかないと、本当に必要な人が使える駐車場になっていかないので、各施設に対して要望等をしてけると非常に助かる。

事務局：手話通訳者等の謝礼について、一定の基準に基づいて支払っているものだが、他市町の状況や県の状況を見ながら、適正な謝礼が支払できるように検討していければと考えている。現状では、すぐに変えるということは予算が

かかることなので言えないが、これから検討させていただく。

ゆずりあい駐車場の適切な利用について、市の施設については、本庁舎も含めて駐車場本来の目的については理解していると考えているが、機会をみてゆずりあい駐車場の周知も検討したい。

(4) 第7期三島市障害福祉計画、第3期三島市障害児福祉計画について

資料5に基づき事務局(青木精神保健福祉士)から説明があった後、次のような質疑応答及び意見交換がされた。

委員:資料編の障害福祉サービス事業所一覧に「グループホームやまと」とあるが、その住所である「三島市エビノ木」はどの辺りなのか。以前からある地名なのか。

事務局:エビノ木の場所については、国道1号線を東京方面に向かい、スカイウォークを越えて間もなく行くと、右手にみはらしの里、みはらしの丘という施設がある。その一角にこのグループホームがあり、その周辺はエビノ木という「字名」となっており、以前からある「字名」である。

委員:足の不自由な方が車椅子を使っていて、テレビでもよく報道されるが、私たちも体験できるか。障害者施策推進協議会なので、その苦しみを感じてもらうためにも、そういった体験があった方が良いのではと思う。

事務局:市の事業の紹介となるが、「バリアフリー教室」という、毎年小学校を対象に、回数が少ないが年1回、1校4年生を対象に実施しており、実際に車いすの体験を子どもたちにしてもらう事業は、市の事業として毎年実施している。

また、最近では実施していないが、以前は夏休みの企画で子どもたちに車椅子体験や、社会福祉協議会に視覚障がいの疑似体験キット等を活用し、体験してもらった。以前は市役所の職員についても、車椅子体験等を新人研修で実施していた。現状では年1回だが、今後そのような事業も紹介できればと考えている。

委員:子ども向けの事業か。大人向けの体験はあるか。

事務局:大人向けの体験としては、現在定期的には実施しているものはないが、以前はいろいろな事業所のイベント、事業所まつりや団体等で車椅子体験や障がいのある方の体験等をやっていただいていることはある。

市で大人の方を対象とした事業等は現状実施していないため、そのような機会についても検討していければと考えている。

委員:福祉総務課の「市民すこやかふれあい祭り」について、今年は体育館が使えないので、北小学校でやることが決まった。1,200人の方々が楽しみにしていたレクリエーションであるスポーツ・デーについても、努力をすればどこかの体育館が使えたのではないかと思う。1年間休むということもあるが、課内でそういった考えはなかったのか。

事務局:ふれあい祭りについては、福祉総務課も含め庁内で検討する中で、市民の

皆様に認識していただいている事業となっており、すこやかふれあい祭りについては以前も市民体育館が使えなかったときは北小学校体育館で実施したという経緯もあったので、来年度は北小学校体育館でという考えとなったのではないかと考えている。

啓発イベントは形を変えても開催できれば、これもやはり市民の皆様の福祉に対する理解を深めていただく一助になると考えているので、可能な限り開催に向けて検討していくということが市の考えということでご理解いただきたい。

委員：発達障がいの項目になっているが、精神障がいの分野でもピアサポーターがここ数年だいぶ知られるようになってきた。ピアサポーターはつまり当事者だが、当事者のまま、ほかの仲間の役に立ちたいという人がだんだん出てきており、県の養成講座を受講すると、ピアサポーターとして認定される。精神障がいの催しで司会役を務めたり、スタッフとして活躍したりしている。

今まで、障がい当事者は「弱い立場だから、社会から一方的に助けをもらうだけ」というイメージだったが、だんだん変わってきて、当事者も一人の人間だから、当事者として活躍したい、ということでピアサポーターのように障がい者でありながら人の役に立ちたいという方が出てきているので、皆さんぜひこのピアサポートという言葉覚えていただき、一緒に何か活動をしていただければとてもありがたいと思っているし、今後も活動していきたい。

委員：三島市でも最近、外国出身の方がずいぶん増えていると感じているが、市議会議員から三島市はカンボジア系の方が増えており、お子さんが上手くなじめなくて引きこもりになったり、発達障がいのある方もいるのではという話があった。清水町は県下でも外国籍の方、外国にルーツのある方が多い。三島市の相談支援体制の充実の中で、お子さんは若干日本語が理解できるが、母親が理解できないということで、お子さんを通訳にして相談を受けているケースなどがあると聞いている。

その相談支援体制の中で、英語ができる職員が市役所に入るが、カンボジア系の方などさまざまな言語の方に対して、相談に乗れるという体制があるのか。

市の嘱託職員にブラジル系の方がいて、ポルトガル語の通訳ができるので、必要があれば呼ぶのだろうかと思ったことがある。

外国の方が増えていることに対して、対応が今後増えるだろうと考えているが、現状はどうか。今後どのようにしていくのかをお教えいただきたい。

事務局：外国籍の方への相談対応について、現状では市として「こういう形で協力できる」と明確にお答えできるものはない。市役所であれば、市民生活相談センターに外国籍の方の相談に対応できる通訳がいるので、場合によっては協力をもらうなどの対応ができないかと考えている。

そこで対応できない方もいると思うが、今後、何らかのいろいろな方に協力いただきながら、外国籍の方にサービスが提供できるように、アーチも含めて検討していければと考えている。



相談ケースの中に外国籍の方の障がいに関するものもあるので、相談支援事業所も含め、コミュニケーションを取りながら、その方が何を求めているのか、どのような課題があるのかを、行政や相談支援事業の相談員が、理解、把握できるように、相談支援に努めていければと考えている。

椿委員：道路で自転車道路や歩行者道路などがあり、青く塗られているが、青であると照り返しにより目が非常に疲れるし痛い。グリーンに変えていただきたい。目の不自由な方、目が疲れる人が多くなってきている。光の照り返しがつらいということを皆さんは知らないのではと思う。対策として青からグリーンに変えていただきたい。

事務局：自転車が通る場所を示す青い矢羽根(矢羽根型路面標示)については、制度として決められている部分もあると思うので、すぐには難しいかと思うが、道路の関係課にこのような意見があったということ伝える。

### (3) その他

三島市手をつなぐ育成会から映画上映会及び講演会の案内があった。

— 会長による議事進行終了 —

## 4 閉会